

作家チェーザレ・パヴェーゼの「流刑」をめぐる (2)

——ローマ国立中央公文書館保管資料の検討——

中 島 梓

はじめに

近年、イタリア各地に点在していたファシズム期の政治的流刑囚に関する公文書記録が、ローマ国立中央公文書館に収集・保管されるようになった。そのなかには20世紀を代表するイタリア人作家チェーザレ・パヴェーゼの流刑に関する資料も含まれている。それらパヴェーゼに関する資料の内容は、今日までにパヴェーゼ研究者らの間で部分的には取り上げられ、言及されてきたものの、保管されている公文書資料の内容に丁寧に目を向け、公文書資料の内容からパヴェーゼの流刑生活をたどろうとする試みについてはほとんどなされてこなかったといえる。というのも、パヴェーゼの流刑に関しては、パヴェーゼの自死からちょうど10年後の1960年に発表され世界的に読まれることとなった、パヴェーゼの友人でもあるダヴィデ・ラヨーロによる評伝『不条理の悪癖』(原題: *Il Vizio Assurdo*) を皮切りに、すでに十分に流布されてきた通説があるのだが、その通説と公文書資料に記載されている内容との間には、実はいくつか内容の食い違いがみられるのである。それにも拘らず、そのことに言及している先行研究は未だほとんどないに等しい状況である。

そこで本稿では、流刑期間中に記された公文書資料の内容を通して、パヴェーゼの逮捕から流刑期間中、そして恩赦が認められて流刑囚としての生活を終えるまでの一連の経緯をたどってみることにした。パヴェーゼの逮捕および流刑判決の要因や、恩赦が認められるまでに警察とイタリア内務省との間で交わされたやり取りの内容などを明らかにすることは、パヴェーゼの流刑に関する通説が、実際のパヴェーゼの流刑の実態をどの程度踏まえたものであったのかを把握しようとするうえで、恰好の考察材料となりうるだろう。

ただし、本稿ではローマ国立中央公文書館保管文書の取り扱い規定上、公文書資料を参考資料として提示することができなかった。執筆者が2012年の現地調査で確認したローマ国立中央公文書館収蔵資料については、別の機会に何らかのかたちで参考資料として提示できればと考えている。

なお、本稿の構成は以下のとおりである。第一節では、パヴェーゼがトリノーで逮捕されて、トリノーのヌオーヴェ刑務所、次いでローマのレジーナ・チェーリ刑務所へ移送され、そこで流刑判決を受けるまでの一連の流れを、公文書資料および関連する書簡類を取り扱うことによって辿っている。第二節においては、パヴェーゼが流刑判決を受けて以降、流刑地カラブリア州の海辺の村ブランカレオーネへ到着するまでの流れを、公文書資料および関連する書簡類から追っている。なお、パヴェーゼの流刑地滞在中、および突如として恩赦が認められることとなりトリノーへと戻るまでの一連の経緯についてや、逮捕から恩赦までの公文書資料等を検討することによって得られた見解については、第三節以降で取り扱っている。

1. 逮捕から流刑判決まで

ローマ国立中央公文書館に保管されているパヴェーゼ関連の公文書資料のうち、1935年5月15日付のパヴェーゼの逮捕報告文の写しと記された書面（【資料1】¹⁾）には、以下の内容が記載されている。

【資料1】

1935年5月15日、14時半、トリノーにおいて、1908年9月9日サント・ステーファノ・ベルボに生まれ、マラルモラ通り35に住む文学士、エウジェニオとメストゥリーニ・コンソリーナの息子であるパヴェーゼ・チェーザレを逮捕。革命分派「正義と自由」に所属している嫌疑による。

公安警察長官 コッサ・ジョヴァンニ

公安警察官 ルートリ・ジュゼッペ

公安警察官 判読不能²⁾

この文書から、パヴェーゼ逮捕の要因は、ファシズム当局から革命分派とみなされていた「正義と自由」に所属しているという嫌疑をかけられたことによるものであったということがわかる。また、パヴェーゼの逮捕劇については、これまで5月15日の早朝の出来事であったとの説明がしばしばなされてきたのだが³⁾、公文書資料に逮捕時刻が14時半と記載されていることから、検挙から実際に逮捕に至るまでには、かなりの時間を要していた様子が窺い知れる。

なお、革命分派「正義と自由」についてはひとこと説明が必要だろう。パヴェーゼが育ち、生涯生活の拠点を置いたトリノーは、第一次世界大戦直後の混乱期に誕生したファシズムが1922年10月に「ローマ進軍」を演出して政権を掌握し、体制の確立をめざすなかにあって、それに対抗する戦闘的な反ファシスト活動家を数多く輩出した街として知られている。

なかでも特筆されるのは、ピエロ・ゴベッティ（1901 - 1926）の活動である。ゴベッティは、トリノー大学法学部に入学早々、反ファシズム活動を展開し、新しい政治階級の形成を実現すべく様々な雑誌の創刊に乗り出した。そして1924年7月には、ファシズムに反対するあらゆる党派の人間たちからなる《「自由主義革命」グループ》の結成を宣言した。こうしたゴベッティの活動に対し、ファシスト政権側も容赦ない弾圧に乗り出す。そして幾度となく家宅捜索を繰り返しては、彼らが創刊した雑誌を押収した。そこで、ゴベッティはフランスで出版活動を継続しようと考え、1926年2月にパリへと発つものの、その直後に病気を患い、同年2月15日、24歳の若さで息を引き取ったのだ。

その後、ゴベッティの反ファシズム活動を引き継ぐかたちで、「自由主義的社会主義」の提唱者、カルロ・ロッセリ（1899 - 1937）が中心となって1929年にパリで設立されたのが、反ファシズム運動組織、「正義と自由」であった。そのイタリア支部のリーダーが、ロシア出身の文学者であり、パヴェーゼも親しくしていたレオーネ・ギンズブルグ（1909 - 1944）、および、パヴェーゼやギンズブルグと同じくトリノー大学出身者であり、画家として活動していたカルロ・レーヴィ（1902-1975）であった⁴⁾。

つまり、「正義と自由」は1920年代半ばから展開されてきた、トリノー大学出身者を主要メンバー

とする反ファシズム運動組織であった。パヴェーゼはそのイタリア支部のリーダーと大変親しい間柄であったとともに、パヴェーゼの友人やパヴェーゼをとりまく周囲の人々の多くが「正義と自由」のメンバーだった。ただし、パヴェーゼ自身は「正義と自由」のメンバーではなかった。また、1933年には公立高校で教鞭がとれるよう、ファシスト党に入党してさえいたのだった⁵⁾。

逮捕翌日の5月16日、パヴェーゼは姉マリーアに宛てて次のような手紙を記している。

マリーアへ

…食べることに不自由しておらず、午後3時で、すでに4回食事しています。足りないのは煙草だけけれども、吸い殻をもらえるので、パイプを使ってそれを吸っています。読み物もたくさんあり、もう授業をしなくていいのかと思うと喜んでいます。誰かがぼくを探しに来たら、あるいはどこかの学校が抗議してきたら、ぼくに知らせてください。(中略)

ぼくの運命についてはぼくよりもあなたたちのほうがよく知っているでしょうから、それについて話しはしません。もしもフィレンツェからカロッチが私の詩集について何かをいってきたら、できるだけ早く知らせてください。(中略)

私の部屋の空気は入れ替えないでください。本も用紙も、すべて元の場所のままにしておいてください、わからなくなってしまうので。

あなたたちは、騒ぎ立てたり、助言を求めたり、だれにも手紙を書いたりしないように。すぐに出るだろうし、一人きりでいるのがぼくは好きです。これについては確かです、なぜならここ数か月、ぼくは仕事以外は何もしていなかったし、望みすらしなかったけれども、功績をなすための時間もなかったのです。

とりわけ家族に、十分に挨拶してこの手紙をおわります。言い忘れていたけれど、部屋代をもらわなかったし、もらおうとも思いません。⁶⁾

逮捕後、姉に書かれたこの手紙には、仕事から解放されて喜んでいるということや、出版間近の自身初の詩集のことに思いを寄せているということなど、刑務所で比較的快適に過ごしている様子が記されている。手紙のなかには悲壮感よりもむしろ、陽気な気配さえ漂っているといえるだろう。また、パヴェーゼがすぐに刑務所から出られるだろうと考えていたということも、この手紙からは読み取れる。自分自身が反ファシズム活動に一切加担していないという確信がパヴェーゼにはあったのだろう。

パヴェーゼはその後も姉に宛てて幾度も手紙を書き送っている。それらいずれの手紙も、ユーモアが随所に垣間見られる内容となっている。

しかし、6月1日に記された手紙には、冗談交じりの文章のなかに、刑務所で持病の喘息の症状が出始めているということや、友人マリオ・ストゥラーニからの手紙を読んで、雑誌「文化」が刑務所行きの根拠となったことを明かされて、驚くとともに、自分にはそれが理解できないなどといった記述が認められる。パヴェーゼは、「文化」という雑誌が文学的な雑誌であり、そのなかで自分自身はただ記事を掲載するか否かを判断する仕事をしていただけだ、と記している⁷⁾。

逮捕された後、パヴェーゼはトリノのヌオーヴェ刑務所にしばらく身をおき、6月前半には他のメンバーらとともに、ローマのレジーナ・チェーリ刑務所に移送されたと考えられている。実際、1935年6月8日土曜日付の姉マリーア宛ての手紙には、ローマへと身柄を移されたということにつ

いて触れられている⁸⁾。これ以降、6月14日、21日、24日、そして7月1日と、パヴェーゼは姉に手紙を送っている。7月1日までの一連の手紙には、なおも悲壮感は漂っていない。

日本におけるパヴェーゼ研究の大家、河島英昭は、パヴェーゼが自分自身の置かれている政治的状況に漠然と気づいたのが1935年7月8日のことだったであろうと、この日、パヴェーゼが姉に宛てた手紙のなかの次の部分を引用して指摘している。

7月2日付のお手紙とグリエルモ（姉マリーアの夫）の葉書を受け取りました。そして改めて知ったのです、自分の身柄がもはや公安警察総局に預けられているのではなく、ローマ警察署の管轄下に置かれていることを。それが何を意味するのかははっきりしないが…⁹⁾

(河島英昭訳)

実際、ローマ国立中央公文書館には、7月10日付の、トリノー市から提出されたパヴェーゼの家族関係を記した書類、および同日付の、パヴェーゼの生まれ故郷であるサント・ステーファノ・ベルボから提出された出生証明書等が残されている¹⁰⁾。

また、7月11日付の資料として、5月15日に行われたトリノーの一斉検挙の際、パヴェーゼとともに逮捕され、結果的に流刑宣告が下されることになった他の6名分を含む、各自の調書が保管されている（【資料2】¹¹⁾）。パヴェーゼに関しては次のように記されている。

【資料2】

パヴェーゼ・チェーザレ：エウジェニオとメストゥリーニ・コンソリーナとの間に、1908年9月9日サント・ステーファノ・ベルボで生まれる。トリノー、マラルモラ通り35在住。文学士。

1933年、ファシスト党员として登録。エイナウディ社から出版される雑誌「文化」の責任者であり、文学的な協力も行う。

パヴェーゼに関しては、さらに、ブルーノ・マッフィや熱心な共産主義者であるティーナ・ピッツアルドとの協力関係があり、警察組織の監視をうまくごまかし、ピッツアルドとマッフィとの非合法的な通信を援助していたことが認められた。

パヴェーゼは、熱心にピッツアルドの家に通っており、そこではマッフィが供述したように、しばしば社会主義の理論について話し合われた。

パヴェーゼは、反ファシズムの活動家たちがトリノーで行う様々なジャンルの集会に、様々な方法で熱心に通う者のひとりであり、裁判所において政治的措置が取られることとなった。

上記の嫌疑を受け、1935年7月15日、政治的流刑を付託する県の委員会の下、パヴェーゼに対して流刑処分が下されることになるのである（【資料3】¹²⁾）。

【資料3】

1935年(XⅢ)7月15日付ローマ警察文書
 県知事 バッレロ・フランチェスコ
 財務執政官 ヴァッカロ・ウンベルト

警察本部長 アディノルフィ・アッティーリオ
 大佐 モントゥオーロ・ヴィットーリオ
 高官 ゴッツィ・エンリーコ
 書記官 ダイウトーロ・ヴィルジリオ

議決内容

1908年9月9日にサント・ステーファノ・ベルボにおいて、エウジェニオとメストゥリーニ・コンソリーナの間に生まれたパヴェーゼ・チェーザレに関しては、トリノーおよびミラーノにおいて、国益に損害をもたらすような政治的活動を行っており、国家の秩序を脅かすと判断されることから、3年の流刑を命じることが決まった。

同日中に、パヴェーゼ本人に対しても流刑命令が言い渡され、10日以内であれば不服申し立てが可能だということについても通告されたということが、書面で報告されている。そこにはパヴェーゼの署名も確認できる¹³⁾。

パヴェーゼに対して流刑宣告が下されたということについては、その翌日にはトリノー警察に知らされた。1935年7月16日付のローマ警察からトリノー警察に宛てられた書類には、1935年7月15日、県の委員会においてパヴェーゼに3年の流刑判決が下されたこと、また、同日中にその旨がパヴェーゼにも伝えられたこと、さらに、パヴェーゼは健康状態に問題がなく経済的にも恵まれた状態にあるため、流刑地において自活することが可能だということ、が記されている¹⁴⁾。

こうした一連の書面から、パヴェーゼの流刑については、第一に、パヴェーゼが雑誌「文化」の責任者であったこと、第二に、マッフィと共産主義者ピッツァルドとの手紙のやりとりの際、パヴェーゼがその仲介役を果たしていたとみなされたこと、第三に、パヴェーゼが反ファシズムの様々な集会に参加しているとみなされたこと、以上の三点が判決要因として挙がっていたことがわかる。

また、流刑生活に耐えうるかどうか、パヴェーゼの健康チェックや経済状況のチェックなども形式上は行われていたようである。ただし、パヴェーゼが流刑地に到着して間もなく、豊かな経済状況にはないということがすぐに明らかになり、パヴェーゼに対して国からの援助が認められることとなったことから¹⁵⁾、流刑判決直後に行われた健康チェックや経済状況のチェックは、それほど厳密なものではなかったのではないかと考えられる。

2. 流刑判決から流刑地到着まで

1935年7月15日にパヴェーゼに対して流刑判決が下されたあと、パヴェーゼは7月20日付で次のような手紙をイタリア内務省に宛てて書き、不服申し立てを行っている（【資料4】¹⁶⁾）。

【資料4】

1908年9月9日にサント・ステーファノ・ベルボにおいて、エウジェニオとメストゥリーニ・コンソリーナの間に生まれたパヴェーゼ・チェーザレは、1935年—XⅢ7月15日、国益に損害をもたらすような政治活動をトリノーやミラーノにおいて行い、国家の秩序を乱した

ために、3年の政治的流刑というローマ県庁の命令を受けました。

1935年(XⅢ)7月12日付で流刑に処するための委員会に提出された取り調べでの、1935年(XⅢ)6月14日と15日にローマで行われた予審のなかで受けた口頭尋問の内容を明確に記した嘆願書に言及して、トリノーはもちろん、ミラーノにおいても、わたしがいかなる政治的活動も行わなかったということをここに確認します。

違法だと通告された「文化」という雑誌の管理と、ブルーノ・マッフィ学士の書簡という二点については、7月12日の陳情書のなかで、これら二つの事柄が私自身の政治的な行為や反国家的行為への関与を示すものとはなりえないということを十分に説明したものと考えています。

一つ目の「文化」の編集に関しては、わたしは雑誌が完全に文学的で科学的な性格のものであることにこだわりました。編集を引き受けるに際しては、前任者の協力者をそのまま引き継ぐしかありませんでした。それらのメンバーの中には、政治的犯罪の前科が知られている者もいます。しかし、自分が個人的に新しく協力者としてトリノーの知識人仲間ジュリオ・C・アルガン教授やアドルフォ・ルアータ教授、カルロ・ディオニソッティ教授、アルド・カメリーノ教授、ノルベルト・ボッピオ弁護士などを加えたので、私は自分の愛国心と意図の純粹さを断言します。繰り返しますが、取り調べの最中に申し立てしたように、もしも歴史に関するある記事が「不適當」であるとの理由により雑誌の所定の号を押収され、私がすぐに編集の職を辞することになれば、雑誌はそれまでに知られていた古い性質のものから、同時代の生活に向けて開かれた、より鋭敏なものへと変化したでしょう。

マッフィの郵便物に関しては、それがピッツァルドに対する友情の好意からであり、嘆願書の中でも述べたとおり、政治的な影響を持ちうるなど想像もしなかったということを再度断言します。繰り返しになりますが、私はピッツァルドとは、スポーツを楽しむ良き仲間として付き合っていたのであり、よもや政治的な性質を含む会話はしませんでした。

やはり、自分の今置かれている立場の中で、前科のあることを知っていた人たちと交際したのは、自分の軽率さであると認めざるをえません。しかし、彼らはもともと勉学を共にした古き友人であり、また、職業上の関係であったことから、情状酌量の余地があります。

委員会にはトリノーの2人の友人がおります。一人は弁護士ジュゼッペ・ヴァウダグアです。アスティのファシスト管理弁護士事務局の局長で、もう一人は、クラブ・アルピーノ・イタリアーノのレナート・シャボー弁護士です。彼らに聞いてもらえれば、私の善良さと、国家に対する忠誠とを、長年にわたる親交から彼らが証言してくれるものと私は確信しています。

本委員会の裁定の中で、確信と、誠実さとを再度断言して、結びます。

敬意をこめて

チェーザレ・パヴェーゼ

1935年7月20日ローマ

ローマ国立中央公文書館に保管されていたこの自筆書簡を見ると、パヴェーゼが自身に下された流刑判決に全く納得してはいなかった様子、さらには、かなり熱心に反ファシスト活動を展開する友人や知人らが多かった一方で、パヴェーゼには懇意にしているファシストの知り合いもいたとい

うことがわかる。

なお、パヴェーゼの流刑地が決定されたのは7月26日頃であったと考えられる。というのも、7月26日付の、ローマ警察が送った電報の記録のなかに初めて、ブランカレオーネという文字が認められるからである¹⁷⁾。

同じく7月26日、パヴェーゼは2通の手紙を姉マリーアに送っている。そのうちの1通には、様々な手紙を受け取ったこととともに、内務省内の流刑のための中央委員会に上告したということを書いている。また、自分自身に向けられた嫌疑についても触れ、自分がミラーノへと赴いたのは、生涯のうち1932年の、編集者トレヴェスと話すべく赴いた2、3時間のことであるということを書いている¹⁸⁾。そしてもう1通の手紙では、7月12日に陳述書に記した内容に触れながら、次のような説明がなされている。

自分自身に流刑宣告が下されたわけですが、もしも雑誌「文化」の管理をしていたことによるのであれば、それが反国家的な機関誌であるということを否定しますし、自分は個人的に多くの仲間たちを協力者として呼び集めています。もしも彼らが雑誌をよくないものと思ったのなら、そこに書いてよこしはしなかったでしょう。危うい身分の何人かの作家は、「文化」の古くからの協力者であり、それについて、ぼくは無視することができませんでした。しかし、ぼくによって、雑誌の傾向は、規定通りの、若い協力者の、バラエティに富んだものとなっているのです。それに、「文化」は、政治を専門にはしていません。不快な記事のために所定の号が没収される事態が発生したので、ぼくはすぐに辞職しました。ぼくの信用を証明するために、これ以上何を望んでいるのでしょうか。

もしもぼくの起訴が、一方でミラーノから来た数通の手紙のためだというのであれば、くりかえしますが、ぼくはこれらの手紙をたんに知人に友情をつくすべく受け取っていたのです。ぼくはよもや政治的な事柄が記されているとは思っていませんでしたし、これらの手紙の中身を知りはしなかったのです。それ以外については、取り調べの際に、ぼくが全くの無実であるという結果になりました。

陳述書には、ぼくが政治に対して関心を持っていないこと、ぼくの仕事はすべて文学に関することであって、ほかのことを考える時間など全く残っていないほど、文学に専心しているということを断言して結びました。これがすべてです。¹⁹⁾

手紙の記述からは、パヴェーゼ自身、一体なぜ自分が流刑宣告を受けるにいたったのかが理解できておらず、非常に困惑している様子が読み取れる。

結局、パヴェーゼの異議申し立ては却下された。7月28日には、ローマ警察からトリーノ警察に宛てて、パヴェーゼをレッジョ・カラブリア県ブランカレオーネに仮移送する申請がとられたことを報告する文書が送られている²⁰⁾。8月2日、ローマから姉に宛てて書かれた手紙には、「新しいことは何もない。いつも出発を待っている。喘息が出ていて、死にたいくらいだ」²¹⁾と記されている。

3. 流刑地到着から恩赦まで

パヴェーゼのブランカレオーネ到着日に関しては、8月9日に流刑地から初めて姉に宛てて書かれた手紙のなかで、8月4日、日曜の午後、ブランカレオーネに到着した、と記されている。このため、これまでロレンツォ・モンドやジョヴァンニ・カルテリ、河島英昭らをはじめとする多くの研究者らによって、パヴェーゼのブランカレオーネ到着日は8月4日、日曜の午後のことであったとの説明がなされてきた。しかし一方で、1935年8月5日付、レッジョ・カラブリア県庁からローマ公安警察およびローマ警察本部長に宛てられた文書記録を見ると、パヴェーゼが8月5日にローマからブランカレオーネに到着したということ、また、嚴重な警備が配されているということ、そして、1935年5月15日に逮捕されたパヴェーゼが、1938年5月14日の刑期満了日までそこで罪をあがなうだろうということが記されている²²⁾。一方、パヴェーゼ自身も姉に宛てて、8月5日、「カラブリアのブランカレオーネに到着した。ホテル・ローマに宿代を送ってくれ」という内容の電報を打っている²³⁾。つまり、公文書資料や、パヴェーゼ自身が流刑地到着直後に送ったと考えられる電報に記されている流刑地到着日と、パヴェーゼが流刑地到着から数日後に姉に宛てて書いた手紙に記されている流刑地到着日との間には、齟齬が見られるのである。その理由は判然としない。だが、これまでなされてきた先行研究がパヴェーゼの書簡に基づいたものであり、公文書記録に基づいたものではないということがここからわかる。

また、8月8日付の内務省保管文書を見ると、パヴェーゼが自らの判決に不服であり再検討を申し出ているということが、政治公安部局長から報告されている²⁴⁾。パヴェーゼが流刑判決に納得のいかぬままにブランカレオーネに到着していたということについては、こうした文書の存在自体も指し示しているといえるだろう。

続く保管文書は、8月12日付、レッジョ・カラブリア県庁からローマ公安警察に宛てられたものである。そこには流刑囚に関連する法律に則って規定を遂行するということが記されている²⁵⁾。

8月17日付のレッジョ・カラブリア県庁からローマ公安警察に宛てられた文書には、パヴェーゼの資産状況を再検討し、補助金と住宅手当をパヴェーゼに与えるよう要請する旨が記されている。また、同じ紙面上には手書きによる文字で、パヴェーゼにいくら支給するのが妥当かについても指示するよう要請がなされている²⁶⁾。

おそらくこれを機に、まずはローマ公安警察からクーネオ県庁に問い合わせがなされた。その問い合わせに対する返答が、9月10日付、クーネオ県庁からローマ公安警察宛ての文書として残されている。そこには8月23日の手紙への回答として、パヴェーゼには財産がなく、市役所で測量技師として働くグリエルモ・シーニと結婚した姉のマリーアとともに生活していることから、嘆願を承認することが望ましいと思われる、と記されている²⁷⁾。

これを受けるかたちで作成された9月16日付の確認印が押されている内務省の手書き文書には、1日5リラ、月々の住居費として50リラをパヴェーゼの到着日からさかのぼって支給するよう指示を出したということが報告されている²⁸⁾。また、9月23日には、レッジョ・カラブリア県庁からローマ公安警察に宛てて、パヴェーゼに補助金を給付する準備をしたということが報告されている²⁹⁾。

続く保管文書は、それから約3か月後の、12月4日付のものとなる（【資料5】³⁰⁾）。

【資料5】

請願者：エウジェニオの息子パヴェーゼ・チェーザレ

刑期：3年

県委員会：ローマ

流刑宣告日：1935年7月15日

流刑地：ブランカレオーネ（レッジョ・カラブリア）

請願理由：罪状の棄却、状況の見直し、措置の撤回

（警察機関の情報）：トリーノにおいて発見された反ファシズム活動のなかで、体制に背く悪質な行動をとっていたことにより流刑判決が下された。政治警察は罪状を確認しており、請願に異議を示している。

1935年（XⅣ）12月4日付 流刑をゆだねられたものための控訴委員会

続いて1936年1月15日付、イタリア内務省に宛てて書かれたパヴェーゼによる自筆文書に目を向けてみると（【資料6】³¹⁾）、次のように記述されている。

【資料6】

（冒頭部分は、逮捕日時や出自など1935年7月20日付の自筆文書と同内容なので省略）

7月20日、私に関する証人尋問の際に問われた嫌疑に関する、私の忠誠を弁護する申し立てを行いました。反ファシズム的行動はおろか、政治的な行動やそれに類する行動をとろうなどと考えたことが私は決してないとも付け加えました。しかし、いずれにしても多くの軽率さがまねいた罪が明らかとなりました。自分の欠点を認め、頭を下げる次第です。

未だ私の上告が認められたとの知らせを受け取っていません。

私に残された最後の希望として、閣下の助力を求めます。

私は自分が専門とする仕事をして暮らしてきました。家に帰って、仕事に従事するほかは何も望みません。

私が差し向けられた地における、隔離された5カ月間、私は忠誠を抱き、正しい行動をとってきましたし、それについては当地の保安警察当局も、何の異論もなく報告してくれるはずです。

私は自分のことをよく知っている親類や友人らが勧めてくれたにも拘らず、専念すべき別のことがあるあなたを日々の取るに足りないことで煩わせることに対し嫌悪感を持っているので、これまで閣下に助力を求めることはありませんでした。

しかし、今や居心地の悪さや、将来に対する不安があり、私は耐えられなくなりました。

深い信頼をこめて

チェーザレ・パヴェーゼ

ブランカレオーネ、カラブリア 1936年（XⅢ）1月15日

1936年1月15日付、内務省が作成した、レッジョ・カラブリア県知事およびローマ県知事宛ての書面には、パヴェーゼの請願を棄却したということが記されている³²⁾。また、2月5日付、レッジョ・カラブリア県庁からローマ公安警察宛ての文書には、請願が棄却されたことが関係者によ

てパヴェーゼに伝えられたということが報告されている³³⁾。

しかし、驚くべきはこの後の展開である。まずは1936年2月17日付、レッジョ・カラブリア県庁からローマ公安警察に宛てて、「政府のトップである元帥に、流刑囚パヴェーゼに対して寛大な振る舞いをしていただくよう願います。パヴェーゼはブランカレオーネ滞在中の日常の行いのなかで、反体制的な行為をとることは一切なかった」³⁴⁾という文書が送られている。さらには、1936年2月20日付、ブランカレオーネの医師ロマーノ・グスターヴォによる書面には、パヴェーゼが気管支喘息および潜在的な神経症を患っているということ、政治的流刑囚という状況もパヴェーゼを常に精神的に不安定な状況に向かわせており、ますます病気がひどくなっているということ、さらに、体調を改善させるには生まれ故郷の近くで穏やかな精神状態に戻すのが望ましいということ、などが記されているのである³⁵⁾。

この医師の所見を踏まえながら、パヴェーゼは再度、2月20日、内務省に宛てて自筆の手紙を書いている（【資料7】³⁶⁾）。この手紙の前半部分は、逮捕日時や自分の出自などが記されており、すでに取り上げた1935年7月20日付の自筆文書と全く同様であるため省略する。続く文面は以下のとおりである。

【資料7】

私は自分に負わされた措置を承知していますが、私は反国家的活動に専念したという要素など全くなく、また、自分の罪は政治的なデモの意図も絶対になく、友情のために犯された軽率な行為にすぎないのだということにも気づかされています。いずれにしても措置を認識し、恭順の態度を十分に示しています。私は、この流刑された地における7か月の滞在中、愛国心の明白な証拠を提供してきましたし、政治的にも市民としても正しい態度を示してきましたと信じています。おそらく、当地の当局もこうしたことについては喜んで報告書を提出してくれることでしょう。

同封された医者の方の見解にも明らかですが、刑務所の必然的な居心地の悪さや、故郷とは異なる気候体系の中での時化が原因による病のために非常に苦しんだということも、言い添えておきます。

将来、いかなる自分の歩みにおいても、秩序と国家の利益を守るよう計るだろうということを確認しつつ、最高主唱者であられる閣下に対し、自らの健康に留意し、自分の日頃の仕事に戻るべく、減刑を認めていただけよう嘆願します。

深い信頼を込めて

チェーザレ・パヴェーゼ ブランカレオーネ

1936年2月20日

その後、1936年3月7日付の政治警察保管文書には、政治警察が請願を承認するか否かを判断する新たな材料は持っていないということが記されている³⁷⁾。

また、1936年3月9日付のレッジョ・カラブリア県庁からローマ公安警察に宛てられた文書には、パヴェーゼが孤立した生活を送っており、自らの過去を悔いながらふさわしい振る舞いを続けているということ、そして先述の暮らしについてはさらに、経済的に窮屈な状況のなかで、祖国のために提供するような金や貴金属などを持っていないにも拘らず、愛国の言葉を添えながら総額50

リラをブランカレオーネの警察署に届けたということ、さらにパヴェーゼが現在、気管支喘息に襲われており、健康状態が悪化しているということなどが報告されている³⁸⁾。

おそらくこの報告を受けて、内務省ではパヴェーゼに恩赦を認めるべきかどうかについて、なんらかの動きがあったようである。1936年3月12日付の内務省保管文書には次のように記されている(【資料8】³⁹⁾)。

【資料8】

1935年6月に、高等裁判所において、海外に居住している7人と共犯関係にある、「正義と自由」の加入者ら一人一人を告訴した。

「正義と自由」の犯罪行動の周辺では、全員トリノの人物らによって構成された別の集団が、「正義と自由」を援助するような陰険な行動をとっていたものと疑われる。

後者のメンバーのなかの、サント・ステーファノ・ベルボ出身、文学士でありエウジェニオの息子であるパヴェーゼ・チェーザレ28歳には、ローマの県委員会において1935年7月15日に、ブランカレオーネ(レッジョ・カラブリア県)へ3年間の流刑命令が下った。

上訴委員会は、12月4日、流刑囚の嘆願書を棄却している。

パヴェーゼは、彼の無実と善意、および、親しい人物からの手紙を受け取ることによって反ファシズム行為を目論んだり、政治活動を目論んだりしたことなどは一切なかったということを裏付ける新しい請求とともに、体制への反逆行為の一切をつねに否定し、約8か月の流刑生活ののち、政府首脳閣下による恩情を要求している。

レッジョ・カラブリア県知事は、請願書を移送する際、流刑囚がブランカレオーネに滞在中、彼の振る舞いにはいかなる不審な点も見られないということを伝えており、一方で政治警察は、恩情の機会について判断を示しうるような新しい要素は持っていないということを伝えている。

1936年3月13日には、上記文書の最後の1パラグラフのみが取り除かれ、その他は一言一句同様の文書が再度作成されている⁴⁰⁾。どうやらこれをもってパヴェーゼに対し恩赦が認められ、その手続きがとられたようである。恩赦の通達に関わる資料等はローマ国立中央公文書館では確認できなかった。しかしながら、パヴェーゼのファイルの表紙に青色鉛筆による手書き文字で、1936年3月14日放免との記載がなされている。

これ以降の記録としては、1936年3月18日付内務省宛て電報の記録が残っている。そこではパヴェーゼが放免されて17日にブランカレオーネを出発したということが報告されている⁴¹⁾。また3月19日付、トリノから14時20分に送られ、16時30分に受け取り記録がある内務省宛て電報には、「放免された元流刑囚であり、エウジェニオの息子であるパヴェーゼ・チェーザレが、今日ここに到着した」⁴²⁾と記されている。

4. 考察

ここまでローマ国立中央公文書館に保管されている、パヴェーゼに対する逮捕通達文から、恩赦

が認められパヴェーゼが再びトリノへと戻ったことを報告する文書までを、時系列にそって見てきた。

これら資料に目を通すことによってわかることとして、逮捕された際、パヴェーゼには自分自身が反ファシズム活動を行ってはいなかったという確固たる自信のようなものがあり、すぐに釈放されるだろうとの心のゆとりを持ち合わせていたという点、しかしそれにも拘らず流刑宣告がなされ、その後、事態の進捗状況がうまく飲み込めずにいたという点が挙げられる。たしかに、これらについては、パヴェーゼの死後間もなく刊行された書簡集からも追うことができるものである。しかしながら、流刑判決を受けた直後、パヴェーゼがいかに異議申し立てを行っていたのかについては、先行研究のなかでこれまでほとんど触れられることがなかった。したがって、パヴェーゼの逮捕および流刑に関しては、パヴェーゼが恋人である共産主義者ティーナ（=パッティステーナ・ピッツアルド）への愛ゆえに、ティーナと別の者⁴³⁾との間の反ファシズムに関わる政治的内容等が書かれた手紙のやりとりを助けていたことがその主要要因であったとの通説が、長年にわたり流布されてきたのである。しかしながら、パヴェーゼは異議申し立ての中で、ティーナのことや部屋で発見された手紙について明確に触れ、さらにはファシストの知人の名前を挙げてまで、自分の身の潔白と国家への忠誠を誓っていた。このことから、女への愛ゆえに手紙に関して黙秘を続け、それが理由で流刑囚になったという、あたかも悲劇のヒーローであるかのように創りあげられたパヴェーゼの流刑と実際のパヴェーゼの流刑との間には違いがあるということが、国立中央公文書館所蔵資料に目を通すことによって明らかになったといえる。

また、パヴェーゼの流刑生活終盤、恩赦が認められる直前の、カラブリア県庁からの報告文や医師の所見の内容も大変興味深いものだといえる。そこではあたかもパヴェーゼに恩赦が認められるよう積極的に働きかけるかのようにして、パヴェーゼの流刑地における善良な振舞いや、祖国への忠誠、健康状態の悪化などが報告されているのである。このことは、パヴェーゼが反ファシズム思想を抱いておらず、むしろ流刑地においてファシズム国家に対する忠誠を示すような振舞いを示していたということ、また、流刑地においてパヴェーゼが県警や医師らと良好な関係を築いていたということを示すものだといえるのではないだろうか。

ところで、パヴェーゼに対して当初は3年の流刑宣告が言い渡されていたにも拘らず、不意に恩赦が認められたこと理由は未だ不明である。それについて、たとえば河島英昭は、1935年10月2日に開戦したエチオピア侵略戦争が当時理不尽な成果を上げていたため、ファシズムの悪事を隠蔽する戦勝ムードの中でかなりの恩赦や特赦が行われたということに触れている⁴⁴⁾。

ちなみに他の流刑囚の公文書資料にも目を向けてみると、一部の特赦が認められた者らの公文書資料保管ファイルの表紙には、「Prosciolto da S.E.Capo Governo / Occasione proclamazione Impero」(ムッソリーニによる特赦/帝国公示の機会)と記された青いスタンプが押されている。たとえば、パヴェーゼと同じ日にトリノで逮捕され、同じくローマのレジーナ・チェーリ刑務所において反ファシズムの罪により3年の流刑宣告を言い渡された者ら6名の人物のうち⁴⁵⁾、アルベルト・レーヴィ、カルロ・レーヴィ、ブルーノ・マッフィ、以上3名のファイルの表紙にはこのスタンプが押されている。しかし、パヴェーゼのファイルの表紙には押されていない。パヴェーゼのファイルの表紙には、先にも触れたとおり、青色鉛筆による手書き文字で、1936年3月14日に放免されたとの記載がなされている。その他にも何らかの文字が記されているものの、もはやその文字は消えかかっており判読不能である。

スタンプが押されているか否かの違いが、エチオピア侵略戦争の戦勝ムードの中での恩赦や特赦か、あるいはそれとは別の理由によるものなのか、その違いを意味しているのかがよくわからない。しかし、おそらくはムッソリーニが「帝国」復活の宣言を行った1936年5月9日以降に恩赦や特赦が認められた者に対してこのスタンプが押されているのであろうと考えられる⁴⁶⁾。というのも、スタンプの押印が認められる者として上記に挙げた3名は、いずれも5月半ば以降に恩赦が認められているからである。しかしながら、パヴェーゼの恩赦理由について考える際、少なくともパヴェーゼのファイルの表紙にはスタンプが押されてはおらず、また、恩赦が認められる直前にカラブリア県庁やブランカレオーネの医師からパヴェーゼの恩赦を奨励するような内容の報告書が内務省に送られていたという点は、把握しておくべき事柄として挙げられるだろう。

結びにかえて

本稿においては、パヴェーゼ研究の中でこれまでほとんど焦点があてられることのなかった流刑期間中の公文書資料を研究主題として取り扱い、その流刑生活の経緯を辿ってゆくという作業を行った。それにより、今日までの間にパヴェーゼ自身が書簡や作品のなかで語り、作品に描写した流刑生活から憶測され、言説が生み出され、そうして言説が定説化されてきたその流刑囚像とは少し異なる流刑囚としてのパヴェーゼ像が浮かび上がってきたといえる。また、先行研究における説明と公文書資料に記録されている事柄との間での一致点や記述の食い違いなども、多少なりとも明らかになったといえる。

しかしながら、パヴェーゼと同日に逮捕され、同日に同じ裁判所で流刑宣告を受けることとなった、他の6名の公文書資料とパヴェーゼの公文書資料との比較を試みることは、本稿ではできなかった。実は同日に逮捕された者らは、反ファシズム活動をどの程度積極的に行っていたかということの如何に拘らず、みな3年の流刑宣告を受けており、前後の差は多少あれども、みな刑期途中の、わずか半年から1年余りの間に恩赦が認められていたのである。こうした他者の公文書資料との比較を試みることは、パヴェーゼの流刑の真相、とりわけ逮捕要因や、恩赦要因、当時の社会的状況等にさらに迫ることへとつながることが予想される。今後ぜひとも取り組んでいきたい。

いずれにしても、パヴェーゼは自らに下された流刑判決に対して異議申し立てを行ったにも拘らず、それが認められず、そうして初めて赴くこととなった南イタリアの海辺の村において、一方では村人らと良好な関係を築きながら⁴⁷⁾、他方で自身の無実を切実に訴える恩赦請求をたびたび行っていた。そして、その傍らで流刑地を舞台にした詩作品を手掛けるとともに、恩赦が認められてトリノへと戻った後、まもなくして短編第一作「流刑地」(原題:*Terra d'esilio*)を書き上げ、さらには長編第一作「牢獄」(原題:*Il carcere*)の執筆にも着手したのだった。なお、この長編第一作「牢獄」はさまざまな点で、パヴェーゼが自死の前年に書き上げた、最後の長編であり、代表作ともいわれている『月と篝火』(原題:*La luna e i falò*)との間に類似性が見られるのである。このことを考えるとき、結果的には7カ月余りという比較的短い期間に過ぎなかったパヴェーゼの南イタリアでの流刑生活が、後のパヴェーゼの生涯やパヴェーゼの文学に与えた影響の大きさには、計り知れないものがあったといえるだろう。したがって、今回の公文書資料の検討成果を踏まえながら、今後もパヴェーゼの流刑に焦点を当てた研究を進めていきたいと考えている。

注

- 1) 言及資料については、Archivio Centrale dello Stato, minister degli Interni, Casellario Politico Centrale, fascicolo "Pavese, Cesare"、で閲覧可能である。
- 2) 公文書資料の写し自体に「判読不能」と記されている。
- 3) たとえば河島英昭が、『パヴェーゼ文学集成 1』の巻末に付した、パヴェーゼの逮捕時をめぐる次のような記述がある。
 …一九三五年五月十五日水曜日、午前七時。あまり早起きの生活をしていないチェーザレ・パヴェーゼは、まだ着替えもろくに終わっていない部屋で、ファシスト官憲たちに踏み込まれた。
 「チェーザレ・パヴェーゼか？」 そう問われて、「そうだ」と答えるしかなかったであろう。
 玄関口に近い大きな広間が彼の生活する部屋になっていた。三方の壁はほとんど天井まで書棚に埋まり、部屋の真中には大きなテーブルがあった。そこにも書物や雑誌が積みあげられ、書き散らされた紙にあふれていた。奥の壁面に沿って細いベッドがあり、反対側には窓が一つあって、腰高のそこから見おろすと、下の街路にファシスト警察の車が停っていた。後述するが、母を失って以来、パヴェーゼは姉マリアの家に、食客のような状態で、暮らしていた。大柄なチェーザレを見あげるようにして、細身の姉は心配そうに送り出した。その朝の一斉検挙で、約二〇〇名のトリノー知識人が逮捕されたという。
 チェーザレ・パヴェーゼ『パヴェーゼ文学集成 1 長編集 鶏が鳴くまえに』河島英昭訳、岩波書店、2008年、346頁 - 347頁参照。
- 4) 上村忠男著『カルロ・レーヴィ『キリストはエボリで止まってしまった』を読むーファシズム期イタリア南部農村の生活』平凡社、2010年、14頁 - 24頁参照。
- 5) パヴェーゼは大学卒業後、母校であるマッシモ・ダゼッリオ高校の補助教員、およびトリノー市内の私立学校ベルトーラとダノッティの二校で教鞭をとっていた。
- 6) Cesare Pavese, *Lettere 1926-1950*, A cura di Lorenzo Mondo e Italo Calvino, Einaudi, 1966, p.231.
- 7) Cesare Pavese, *op.cit.*, p.239.
- 8) Cesare Pavese, *op.cit.*, pp.240-241.
- 9) チェーザレ・パヴェーゼ『パヴェーゼ文学集成 1 長編集 鶏が鳴くまえに』、356頁。
- 10) 注1に同じ。
- 11) 注1に同じ。
- 12) 注1に同じ。
- 13) 注1に同じ。
- 14) 注1に同じ。
- 15) パヴェーゼ書簡集には、「流刑地ノート」に記されていた内容をもとに、1935年8月8日付でパヴェーゼがイタリア内務省に対して記した、生活費や滞在費を乞う書面が収録されている。
- 16) 注1に同じ。パヴェーゼによる自筆書簡である。
- 17) 注1に同じ。
- 18) Cesare Pavese, *op.cit.*, pp.261-262.
- 19) Cesare Pavese, *op.cit.*, pp.263-264.
- 20) 注1に同じ。
- 21) チェーザレ・パヴェーゼ『パヴェーゼ文学集成 1 長編集 鶏がなくまえに』、358頁に掲載されている、河島による訳文を引用した。
- 22) 注1に同じ。
- 23) Cesare Pavese, *op.cit.*, p.268.
- 24) 注1に同じ。
- 25) 注1に同じ。
- 26) 注1に同じ。
- 27) 注1に同じ。
- 28) 注1に同じ。
- 29) 注1に同じ。

- 30) 注1に同じ。
- 31) 注1に同じ。
- 32) 注1に同じ。
- 33) 注1に同じ。
- 34) 注1に同じ。
- 35) 注1に同じ。パヴェーゼによる自筆書簡である。
- 36) 注1に同じ。パヴェーゼによる自筆書簡である。
- 37) 注1に同じ。
- 38) 注1に同じ。
- 39) 注1に同じ。
- 40) 注1に同じ。
- 41) 注1に同じ。
- 42) 注1に同じ。
- 43) 長年にわたり、共産主義者アルティエーロ・スピネッリとティーナとの手紙がパヴェーゼの部屋から見つかったことが、パヴェーゼの逮捕および流刑要因のひとつだと考えられてきた。しかし、1974年のドメニコ・ズカーロが雑誌「ポンテ」5月号に発表した論文以降、その手紙がブルーノ・マッフィとティーナのものであることが判明した。実際、本稿の中でも扱ったとおり、ローマ国立中央公文書館に保管されている7月11日付調書には、ブルーノ・マッフィとティーナとの間の非合法的な通信を援助していたということが記されている。
- 44) チェーザレ・パヴェーゼ『パヴェーゼ文学集成1 長編集 鶏が鳴くまえに』、371頁。ただし、河島自身はパヴェーゼの恩赦に対して、「別の理由が推定できる」と述べている。しかしながら、「別の理由」とは何かについて、明記されていない。
- 45) 6名の人物とは、フランコ・アントニチェッリ、カルロ・レーヴィ、ジュリオ・ムッジャ、ブルーノ・マッフィ、レーモ・ガロッシ、アルベルト・レーヴィである。なお、パヴェーゼと同日に逮捕され、その後、同日に同じ裁判所で流刑宣告を受けることとなったこれら6名の流刑宣告期間に関しては、たとえばロレンツォ・モンドや河島英昭の著書において、フランコ・アントニチェッリとカルロ・レーヴィに流刑5年、ジュリオ・ムッジャ、ブルーノ・マッフィ、レーモ・ガロッシ、そしてパヴェーゼに対して流刑3年、アルベルト・レーヴィには流刑2年が下されていたとの説明がなされている。しかしながら、本稿筆者がパヴェーゼに関する公文書資料をローマ国立中央公文書館において調査した際、他の6名の資料についても確認し、上記6名全員が、パヴェーゼと同様に3年の流刑宣告を受けていたことを確認した。
- 46) この間の事情については、上村忠男著『カルロ・レーヴィ『キリストはエボリで止まってしまった』を読む——ファシズム期イタリア南部農村の生活』24頁-25頁に記されている。それによれば、ムッソリーニ政府は古代ローマ帝国と中世の神聖ローマ帝国に続く「第三のローマ」の建設をめざし、エチオピアへの侵攻作戦を計画し、1935年10月3日には計画を実行に移した。そして、1936年5月5日にアディス・アババを占領し、5月9日に「帝国復活宣言を行い、エチオピア、エリトリア、ソマリアを併せてイタリア領東アフリカ(AOI)として、国王ヴィットリオ・エマヌエーレ3世がエチオピア皇帝に即位した。この「帝国」復活を記念して、多くの政治的流刑囚に対する恩赦が実施されることとなったのである。
- 47) これについては、拙稿「作家チェーザレ・パヴェーゼの「流刑」をめぐって(1) —流刑地ブランカレオーネを訪ねて」(『立命館文学』、立命館大学人文学会、第629号、44頁-62頁、2012年)の中で扱った。

(本学大学院博士後期課程)